

町の動き

町政の動きをさまざまなお知らせします。

選挙管理委員会委員と 同補充員が決まりました

選挙管理委員会委員と同補充員の選挙が平成22年第1回議会定例会において行われ、次の人が当選されました。

(敬称略)

- 【委員】**
池上正昭 竹間沢 974 番地
高橋幸男 上富 392 番地
江原洋一 藤久保 691 番地
細沼英一 北水井 391 番地 3

【補充員】

- 田中光次郎 上富 831 番地
金野聰 北水井 837 番地
小野沢文男 竹間沢 875 番地 4
荒田吉男 藤久保 1124 番地 9

なお、選挙管理委員会において、委員長には池上正昭氏、職務代理者には高橋幸男氏が選出されました。
任期は平成22年3月29日から4年間でです。

総合政策課

コンビニエンスストアでの収納を開始します!!

コンビニエンスストアでの収納を開始します!!

問い合わせ ●税務課 (内線 126・127) / 町民税・県民税 (普通徴収)・固定資産税・都市計画税・国民健康保険税
●健康増進課 (内線 184~187) / 介護保険料



町では、町税及び保険料を納める際の利便性を図るため、左記についてコンビニエンスストアでの収納事務を開始します。
なお、コンビニエンスストアでの収納開始に伴い、納付書の様式が変更になり期別部分の納付書が繰じられていませんで、納期が違つ納付書を使用しないよう注意してください。

- ・町民税・県民税 (普通徴収)
- ・固定資産税・都市計画税
- ・国民健康保険税
- ・介護保険料

コンビニエンスストアで取り扱いきない納付書

- ①納期限が過ぎたもの
- ②期別の納付額が30万円を超えるもの
- ③バーコードが印刷されていないもの

納付場所

- セブン-イレブン
- ローソン
- ファミリーマート
- サックス
- サークルK
- デイリーヤマザキ
- ヤマザキデイリーストア
- ミニストップ
- am/pm
- ポプラ
- 生活彩家
- くらしハウス
- スリーエフ
- コミュニティ・ストア
- セブオン
- スリーエイト
- MMK 設置店の全国店舗

コンビニエンスストアでの収納開始の対象となるもの

- ⑤金額を訂正したもの
- ※①~⑤に該当する納付書で納付する場合は、納付書の裏面(「納付場所」1・2)に記載されている左記の金融機関で納付をしてください。

納付の際の注意事項

- ※納付を希望される納期と、納付書に記載されている納期と納期限を確認し、該当する納付書により納付してください。
- ※納付書は、ミシン目を切り取らずにお使いください。
- 日付が入った領収印が押された領収書と通常のレシートを必ず受取ってください。領収書はあなたが納付したことを証明するものですので、大切に保管してください。

善意の寄附を あがりついでにしました

町と社会福祉協議会に、次の寄附が寄せられました。貴重な財源として役立たせていただきます。ありがとうございます。

(敬称略)

- ▽三万三七六〇円 / 三月二二日 ボランティアグループ
- ▽一万六二七二円 / 三月一九日 三芳町体育協会
- ▽一万円 / 三月二三日 全日本同和三芳支部
- ▽一五〇〇〇円 / 三月二四日 田崎良廣
- ▽一五〇〇〇円 / 三月二四日 匿名
- ▽一五〇〇〇円 / 三月二四日 寺尾雅治
- ▽一五〇〇〇円 / 三月二四日 川田茂
- ▽三〇〇〇〇円 / 三月二五日 安田道子
- ▽五万円 / 三月二五日 有限会社阿部商事
- ▽一七四六円 / 三月三一日 食生活改善推進員協議会 (愛の福祉基金として)
- ▽一万円 / 四月一日 社会福祉協議会
- 高田幸雄

(福祉の寄附として)

- ▽富士塚公園内・マロニエ植樹及び藤棚一式 / 三月二七日 三芳町商工会
 - ▽木ノ宮子供広場内・藤棚一式 / 三月二七日 三芳町商工会
 - (物品寄附として) 都市計画課
- 5月は「赤十字運動月間」です**
赤十字は、国際的なネットワークにより国境・宗教・人種を越えて、人の命の尊厳を守るため、様々な人道的活動を推進しております。
日本赤十字社は、毎年5月を「赤十字運動月間」と定め、赤十字の理念や活動にご理解をいただくため、世界赤十字デーキャンペーンや赤十字社員増強運動を展開してまいります。
日本赤十字社の国際救助活動や国内の災害救助活動、救急法等の講習普及事業、赤十字ボランティア活動等様々な活動は、赤十字の理念や活動にご賛同いただいた「社員」からの社費や寄付金によって実施されております。
運動期間中は、町内会・自治会等の「協力により」「社員」への加入と、活動資金納入をお願いのため、ご家庭を訪問させていただきますので、重ねてご理解とご協力をお願いします。
日本赤十字社埼玉支部三芳町分区分い合せ 福祉課 (内線172・173)

介護予防教室のご案内

いつまでも自分らしく輝きましょう。

問い合わせ 健康増進課 地域包括支援センター (内線188・189)



人間の筋力や骨密度は、20~30歳頃をピークに徐々に低下し、60歳を過ぎる頃から急激に低下していくといわれています。

以下の質問 (基本チェックリストの運動機能の部分) に、3つ以上該当する方は運動器の機能低下に注意が必要です。

全身の筋力や持久力、バランス力をきたえる運動器の機能向上は、元気な今のうちから続けて行くほど効果が上がります。

- 質問
- Q1) 階段を手すりや壁につたわずに昇っていますか。 「いいえ」の方
- Q2) 椅子に座った状態から、何もつかまらず立ち上がっていますか。 「いいえ」の方
- Q3) 15分ぐらい続けて歩いていますか。 「いいえ」の方
- Q4) この1年間に転んだことがありますか。 「はい」の方
- Q5) 転倒に対する不安は大きいですが。 「はい」の方

「元気フレッシュサークル」(運動器の機能向上プログラム) 参加者募集

「運動を始めたい」と思っている方、新たな1歩と一緒に踏み出しましょう。
日程 5月24日(月)・31日(月)、6月7日(月)・14日(月)・21日(月)
(5回コース) 時間 午後1時20分~2時40分
内容 ストレッチ・マシンを使った運動体験、健康についての講話 (体力に自身がない方も、自分に合った運動をインストラクターと一緒に相談にのります)
場所 カーブス ウニクス三芳 (ウニクスの1階) 三芳町大字藤久保855-403
定員 15名 (現在スポーツジムに参加していない方を優先します) 対象 65歳以上の方 費用 無料
持ち物 運動靴 (内履き)・タオル・水分補給用の飲み物
申込み・問い合わせ 健康増進課 地域包括支援センター (内線188・189)

老齢基礎年金を受けるためには…

国民年金

- 【1】最低 25 年以上、保険料納付期間等が必要です。
- ①国民年金保険料を納めた期間
- ②国民年金保険料の全額免除や多段階免除 [※1]、若年者納付猶予、学生納付特例を受けた期間
- ③第3号被保険者期間
- ④厚生年金、共済組合の加入期間
- ⑤任意加入できる人がしなかった期間 (カラ期間)
- ①~⑤を合わせて25年以上必要です。

[※1] 一部免除の承認を受けた月でも、一部納付額の保険料を納めない月は未納期間となります。

【2】原則として 65 歳から受けられます。例外として「繰上げ請求」と「繰下げ請求」の制度があります。

- 繰上げ請求→希望すれば60歳からでも減額された年金を受けられる制度
注意…障害基礎年金の請求ができない、寡婦年金が受け取れないなどの給付制限があります。
- 繰下げ請求→希望すれば66歳以降に遅らせて増額した年金を受けられる制度

注意…振替加算も繰下げになる、65歳に達したときや65歳以降に老齢の年金以外 (例: 遺族厚生年金) の受給権を得た場合は繰下げ請求ができません。
■両制度とも、一度決まった支給率 (年金額) は一生変わらないので注意が必要です。

【3】年金額
加入可能年数 (40年間) を納めると、年額792,100円です。(平成22年度額)

●付加保険料を納めた人には、老齢基礎年金に次の額が加算されます。
付加年金額 (年金額) = 200 円 × 付加保険料を納めた月数

【4】受け取るための手続き先

- 国民年金の第1号被保険者期間のみの人 →市区町村の国民年金係へ
- 上記以外の人 (第3号被保険者期間を有する人や、厚生年金の加入期間がある人) →年金事務所へ

問い合わせ 住民課保険年金係 (内線153~158)